

オプトル
グリーン調達基準

2026 年 9 月 30 日

(第 1 版)

株式会社オプトル

本グリーン調達基準には附属書があります。

【附属書】

- 環境影響化学物質管理基準
管理基準：含有禁止物質リスト／含有禁止候補物質リスト／製造工程使用禁止物質リスト／含有管理物質

目次

1. はじめに.....	3
2. オプトルの環境方針とグリーンパートナーシップ.....	4
■環境方針	4
■グリーンパートナーシップ	4
3. オプトルのグリーン調達方針について	5
4. グリーン調達基準本文.....	6
4.1 グリーン調達基準の構成と内容	6
4.2 仕入先様への要求事項	6
【要求事項に関する継続管理】	7
4.2.1 製品含有禁止物質の不使用	7
4.2.2 製品含有化学物質情報の提出	8
4.2.3 不使用宣言書の提出	8
4.2.4 材料・工程等の変更時の連絡	9
4.2.5 製造工程における使用禁止物質の不使用	9
【グリーン調達要求事項に関するフロー】	11
4.3 代替品の提案および登録について	12
改訂履歴	13
《お問い合わせ先》	13
◇本グリーン調達基準の適用範囲	14
1. 対象製品	14
2. 部品・材料への適用範囲	14

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地球環境の保全は、ひとつの企業だけで解決できる課題ではありません。原材料の資源採取から製造・加工、流通・販売、使用、廃棄・リサイクルに至る製品ライフサイクル全体の環境負荷を低減するためには、サプライチェーンを構成する一社一社が課題を認識し、行動に移していく必要があります。

当社は、光学技術を基盤とした製品を通じて社会に価値を提供してまいりました。光学製品は、光学ガラス・光学樹脂・金属鏡筒・接着剤・コーティング材料など多様な材料の組み合わせによって成立しており、その環境負荷の大部分は仕入先様から供給される原材料・部品の段階で決まります。したがって、当社単独の環境保全活動では十分とはいえません。

そこで当社は、仕入先様との新たなパートナーシップを結び、環境負荷の低減と環境リスクの回避を共に図っていくため、本「グリーン調達基準」を制定いたしました。今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

株式会社オプトル

2. オプトルの環境方針とグリーンパートナーシップ

■環境方針

光には、無限の可能性があります。これまで宇宙や生命を生み出したのは、まさに光の力でした。

しかし今、その光の力により生まれた地球は、人間の活動によって引き起こされた様々な環境問題に直面し、私たちの暮らしや生態系に深刻な影響を及ぼしています。私たちは、この乱れてしまった自然環境を再び穏やかで安定した状態へ導きたいと願っています。

そのために、宇宙や生命を生み出した光の持つ無限の力を最大限に活用し、高効率な製品設計・開発・製造・販売による省エネ化、廃棄物の最小化、資源の有効活用で環境への負荷を低減させることに取り組んでいきます。

誰もが安心して豊かに暮らせる「幸せな地球」を作りたい—
それが私たちが環境活動に取り組む想いです。

1. 環境保全活動は省エネ、温暖化防止、省資源、汚染予防、生物多様性保全活動を重点活動とし、高い目標を設定し、事業プロセスの継続的改善を行っていきます。
2. 環境保全活動、事業活動に適用される環境関連法令、規制、自主基準、及び顧客の要求事項等、同意した要求事項を順守します。
3. 自ら環境保全活動に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。
4. ステークホルダーの方々との積極的なコミュニケーションを通して社会の信頼を得ます。

2025 年 10 月 1 日

株式会社オプトル

代表取締役社長 竹本 浩志

■グリーンパートナーシップ

効果的な環境保全を行うには、当社単独ではなく、仕入先様およびお客様とのパートナーシップによって「事業活動全体」の環境負荷削減に取り組むことが重要です。また、継続的な環境保全のためには、お互いにメリットのある関係を構築し、パートナーシップを維持・向上していく必要があります。

当社は、当社の事業活動に関わるすべての関係者をグリーンパートナーと位置付け、効果的かつ継続的な環境保全に取り組んでまいります。

3. オプトルのグリーン調達方針について

当社ではグリーン調達の定義を以下のように定めております。

グリーン調達とは

- * 「環境負荷の少ない原材料・部品・製品」を調達する
- * 「環境保全の進んだ工場で作られたもの」を調達する

当社は、当社ブランドを付して市場に上市する製品について、上市者としての製品含有化学物質に関する責任（EU RoHS 指令、EU REACH 規則、各国の包装材規制等への適合責任）を負います。当社が自ら設計・製造し、当社ブランドで販売する製品を構成する原材料・部品については、本基準に基づき当社の責任で管理いたします。

適合を証明するためには、製品を構成する部品・材料に何が含有されているかを正確に把握し、記録として保管する必要があります。この情報は仕入先様からのご提供なくしては成立しません。本基準は、そのために必要な事項を仕入先様にお願いするものです。

当社はグリーン調達を通して仕入先様と「グリーンパートナーシップ」の関係を築き、効果的かつ継続的な環境保全活動に取り組んでいきます。

4. グリーン調達基準本文

4.1 グリーン調達基準の構成と内容

本グリーン調達基準の構成と内容を以下に示します。

区分	冊子名	内容
本書	オプトル グリーン調達基準	・仕入先様への要求事項 1. 製品含有禁止物質の不使用 2. 製品含有化学物質情報の提出 3. 不使用宣言書の提出 4. 材料・工程等の変更時の連絡 5. 製造工程における使用禁止物質の不使用 ・代替品の提案および登録手順 ・様式 1（不使用宣言書）
附属書	環境影響化学物質管理基準	・製品含有化学物質の管理基準 ● 含有禁止物質リスト／含有禁止候補物質リスト ● 含有禁止物質の管理基準（含有閾値・適用除外用途・参照法令） ● 製造工程使用禁止物質リスト ● 含有管理物質（chemSHERPA 管理対象物質リスト）

4.2 仕入先様への要求事項

当社では仕入先様とお取引を開始させていただくにあたり、以下のグリーン調達要求事項を満足しているか確認させていただいております。必要書類は、当社の購買窓口へご提出ください。

【グリーン調達の要求事項】

- (1) 製品含有禁止物質の不使用
- (2) 製品含有化学物質情報の提出
- (3) 不使用宣言書の提出
- (4) 材料・工程等の変更時の連絡
- (5) 製造工程における使用禁止物質の不使用

（注）オゾン層破壊物質については製造工程での不使用も含む

【要求事項に関する継続管理】

#	要求事項	提出書類	初回	継続管理
1	製品含有禁止物質の不使用	—	○	常時。附属書の改訂時は改訂後の基準による
2	製品含有化学物質情報の提出	chemSHERPA-AI/CI等	○	変更が生じた場合および当社が依頼した場合
3	不使用宣言書の提出	様式 1	○	定期更新（3 年単位）
4	材料・工程等の変更時の連絡	—	—	変更の都度、事前に連絡
5	製造工程使用禁止物質の不使用	—	—	仕入先様の自主的活動による

次にそれぞれの要求事項について詳細内容を説明します。

4.2.1 製品含有禁止物質の不使用

附属書「環境影響化学物質管理基準」および当社の個別要求仕様にに基づき、製品含有禁止物質の不使用（非含有）活動を実行してください。

含有禁止物質は、その用途や含有閾値が法規制の改正に伴って変わります。附属書を改訂した場合は当社より通知いたしますので、改訂後の基準に基づいて管理してください。

なお、附属書には「含有禁止候補物質」も掲げています。これらは現時点で禁止ではありませんが、近い将来に禁止物質へ追加される可能性が高い物質です。使用状況の把握と代替の検討を、自主的に先行して進めていただくようお願いいたします。

適用除外用途に依拠して納入される場合は、当該除外の**適用期限**にご留意ください。適用除外用途には期限が定められているものがあり、期限が到来した以降は、当該用途であっても含有禁止物質として取り扱います。期限が到来する見込みがある場合は、事前に当社へご連絡ください。

■適用基準

* オプトル グリーン調達基準 附属書：環境影響化学物質管理基準

* 個別の仕様書／図面など

4.2.2 製品含有化学物質情報の提出

当社に納入いただく原材料・部品・製品について、含有化学物質情報のご提出をお願いいたします。この情報は、当社が製品の法規制適合を証明するための根拠資料となる、最も重要な情報です。

情報の伝達には、**原則として**、CMP（Chemical and Circular Management Platform）コンソーシアムが提供する「chemSHERPA」を使用します。

- アーティクル（成形品）の場合：**chemSHERPA-AI**
- 物質・調剤の場合：**chemSHERPA-CI** または SDS

ただし、顧客の要求等により、chemSHERPA 以外の伝達ツールまたは様式を指定させていただく場合があります。その際は、当社より個別にご連絡いたします。

chemSHERPA での対応が難しい仕入先様は、個別にご相談ください。

以下に、主な情報収集項目を示します。

No.	項目	内容
①	指定単位	部品単位、質量単位など当社が指定する単位
②	部品質量	納入部品 1 個あたりの質量
③	材質情報	材質用途、材質質量等（均質素材単位）
④	含有化学物質情報	物質名、CAS 番号、含有量・含有率等

なお、以下のような事象が生じた際には、提出済みの chemSHERPA 情報の更新をお願いします。

- 材料変更等により、納入される原材料・部品・製品に含有する化学物質が変わった場合
- 法規制の制定・改定に伴って chemSHERPA 管理対象物質リストに新たに追加された物質を含有していた場合

■適用基準

* オプトル グリーン調達基準 附属書：環境影響化学物質管理基準

* 含有管理物質リストは「chemSHERPA 管理対象物質リスト」（CMP コンソーシアム公開）による

4.2.3 不使用宣言書の提出

『不使用宣言書』（様式 1）の提出をお願いいたします。

※不使用宣言書は、当社と直接取引をしている仕入先様に、「確実な調達管理に基づき、禁止物質の不使用（＝グリーン調達基準の遵守）が確認された製品・部品・原材料を納入すること」を**会社単位**で宣言していただくための文書です。特定の製品・部品に対して発行される製造メーカー様の「非含有保証書」あるいは「非含有確認結果報告書」とは異なります。

本宣言書の有効期間は提出から 3 年間とし、期間満了前に更新をお願いいたします。また、会社名、所在地、代表者等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出をお願いいたします。

■適用基準

* オプトル グリーン調達基準 附属書：環境影響化学物質管理基準

* 不使用宣言書（様式 1）

様式 1 は当社ウェブサイトに掲載しています。ご不明な場合は当社の購買窓口までお問い合わせください。

4.2.4 材料・工程等の変更時の連絡

納入いただく原材料・部品・製品について、以下の変更が生じる場合は、**変更前**に当社の購買窓口までご連絡ください。

1. 材料・材質の変更
2. 表面処理・めっき・塗装等の仕様変更
3. 製造工程の変更（工法変更、製造拠点の変更を含む）
4. 二次仕入先の変更

これらの変更は、提出済みの含有化学物質情報を無効にする可能性があります。変更後の含有化学物質情報（chemSHERPA）を併せてご提出ください。

変更のご連絡をいただけない場合、当社は製品の法規制適合を証明できなくなるおそれがあります。ご協力をお願いいたします。

4.2.5 製造工程における使用禁止物質の不使用

オゾン層破壊物質については、要求事項（1）のとおり、製造工程での不使用も含みます。

その他の物質については、仕入先様の自主的活動により、附属書「環境影響化学物質管理基準」表 4-3 に定める製造工程使用禁止物質の不使用活動を実施してください。

なお、光学部品の洗浄工程および鏡筒の脱脂工程では、これらの物質が使用される場合があります。
該当がある場合は、代替洗浄剤への切り替え計画について当社へご相談ください。

■適用基準

* オプトル グリーン調達基準 附属書：環境影響化学物質管理基準 4.2 製造工程使用禁止物質

【グリーン調達要求事項に関するフロー】

以上、グリーン調達の各要求事項について説明を行いました。これらを体系的にまとめましたのでご参照ください。

段階	オプトル グリーン調達方針				
目的	当社ブランド製品の法規制適合を確実にし、環境負荷の少ない原材料・部品・製品を調達する				
要求事項	(1) 製品含有 禁止物質の不使 用	(2) 製品含有化学物 質 情報の提出	(3) 不使用宣言 書 の提出	(4) 変更時の連 絡	(5) 製造工程使 用 禁止物質不使用
提出書類	－	chemSHERPA 等	様式 1	－	－
継続管理	常時	変更時・依頼時	3 年ごとに更新	変更の都度	自主的活動
適用基準	オプトル グリーン調達基準（本書）／附属書：環境影響化学物質管理基準 chemSHERPA 管理対象物質リスト（CMP コンソーシアム公開）				

4.3 代替品の提案および登録について

当社へ納入している原材料・部品・製品等について、禁止物質を含有しない代替品の提案を行う場合は、窓口である当社購買部署に必要書類（部品検討依頼書等）やサンプル、測定データ、カタログ等のご提出をお願いいたします。

購買部署は所定の手続きを経て、当社関連部署へ書類およびサンプルを送付し、提案内容について承認を依頼します。その後、関連部署にて必要な評価を行い、回答納期までに仕入先様に対して承認可否の通知を、窓口部署より行います。

■代替品提案・登録フロー

Step	実施主体	内容
1	仕入先様	代替品の提案（部品検討依頼書、サンプル、測定データ、カタログ等を提出）
2	オプトル 購買部署	受付・内容確認、関連部署へ依頼
3	オプトル 設計・技術／品質保証部署	光学特性・信頼性・法規制適合性の評価、承認可否の判断
4	オプトル 購買部署	承認可否の通知
5	仕入先様	承認後、代替品への切替（切替時期は個別に協議）

改訂履歴

改訂年月	版数	改訂内容
2026 年 9 月	第 1 版	制定（日本語版）

※本基準は法規制の動向あるいは当社の方針等により、適時見直しを行います。

見直しの結果改訂が生じた場合には、当社ホームページにて公開いたします。仕入先様におかれましては、定期的に最新版をご確認くださいようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

本基準に関するお問い合わせは、当社の購買窓口までお願いいたします。

項目	内容
発行元	株式会社オプトル ガバナンス G
当社ホームページ	https://www.optowl.com/

◇本グリーン調達基準の適用範囲

1. 対象製品

本基準は、**当社ブランドを付して市場に上市する製品**に適用します。

1. 当社が設計・製造し、販売する製品
2. 当社が第三者に設計・製造を委託し、当社ブランドを付して販売する製品
3. 第三者が設計・製造を行ったものを、当社ブランドを付して販売する製品

2. 部品・材料への適用範囲

本基準は、上記対象製品に係る以下の部品・材料に適用します。

1. 製品を構成する部品、材料
2. 製品の包装材料・包装用部品
3. 取扱説明書類
4. サービスパーツ
5. グリス、接着剤、両面テープ、包装用テープ等の製造用消耗品

発行元

株式会社オプトル

© 2026 OPTOWL Co., Ltd. All rights reserved.